

南校区まちづくり協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、南校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を久留米市南一丁目2番41号（南校区コミュニティセンター内）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、南校区住民の安全で快適な生活を創り出すため、地域の特色を生かした校区まちづくりの方針を確立し、明るく住みよいまちづくりを実践することを目的とする。

(校区コミュニティセンター)

第4条 前条の協議会の目的を達成するために、南校区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの設置及び管理運営について必要な事項は、理事総会の議決を経て、別に定める。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) まちづくりの調査、研究に関すること。
- (2) まちづくりの基本構想の策定に関すること。
- (3) まちづくりの年次計画に関すること。
- (4) まちづくり事業の計画執行に関すること。
- (5) 構成団体等の連絡調整、連携連帯に関すること。
- (6) 地域間の交流に関すること。
- (7) 市行政との情報交換及び協働に関すること。
- (8) まちづくりの広報、公聴に関すること。
- (9) センターの設置及び管理運営に関すること。
- (10) その他、協議会の目的達成に必要な活動。

(運営方針)

第6条 協議会は、組織の中立性の確保並びに会員の権利及び利益を確保するために、次の行為をしてはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に協議会及びセンターの名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。

- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。
- (4) 協議会の保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律第3条に規定する基本理念に反する管理等を行うこと。

第2章 会 員

(会員)

第7条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 校区内の自治会を構成する世帯及び事業体
- (2) 校区内の公共的活動をする各種団体
- (3) 校区内の教育機関
- (4) その他、協議会の趣旨に賛同し、理事総会において承認されたもの

2 前項第2号及び第3号の会員は、別表1及び別表2のとおりとする。

(会費)

第8条 前条第1号の会員は、理事総会において定める会費を所属する自治会等で集約し事務所に納入するものとする。

第3章 役員及び活動組織

(役員等の種類)

第9条 協議会に、次の役員等を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
内1名は自治部長とする。
- (3) 監 事 3名
- (4) 常任理事 別表3に掲げる28名
- (5) 理 事 別表4の選出基準による人数

(職務)

第10条 役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 監事は、監事会を構成し、協議会の事業の執行状況及び会計を監査する。
- (4) 常任理事は、協議会の活動及び機能について協議し、協議会の運営にあたる。
- (5) 理事は、理事総会を構成し、協議会の重要事項について審議し、議決する。

(選任)

- 第11条 会長は、理事総会において、会員の中から選任する。
- 2 副会長は、常任理事会の承認を得て、理事の中から2名を会長が任命する。
ただし、会長を含む役員4名の内、原則として女性1名で構成する。
 - 3 監事は、理事総会において、理事の中から原則として男女各1名以上を選任する。
ただし、監事の職と会長、副会長又は常任理事の職は、相互に兼ねることができない。
 - 4 常任理事は、別表3の選出方法により選任する。
 - 5 理事は、別表4の選出基準により自治会や団体等が推薦する者とする。

(任期)

- 第12条 第9条に規定する役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補充する役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 会長、副会長、監事及び常任理事に選任された理事については、補充をおこなわないものとする。

(役員等の報酬及び費用弁償)

- 第13条 第9条に規定する役員等の報酬は、無償とする。
- 2 役員等が会務で出張する場合は、費用弁償として交通費及び日当を支給することができる。
 - 3 役員等の費用弁償について必要な事項は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

(役員会)

- 第14条 役員会は、会長、副会長で構成する。
- 2 役員会は、協議会の日常的な活動の調整を行なうとともに、常任理事会に付議すべき事項の原案を作成する。
 - 3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(活動組織)

第15条 協議会に、活動組織として次の部等を置く。

- (1) 文化部
- (2) 福祉部
- (3) 生活安全部
- (4) 環境衛生部
- (5) 青少年育成部
- (6) 体育部
- (7) 南校区まつり実行委員会
- (8) 自治部
- (9) 防災部
- (10) 女性部

2 各部等の組織及び運営等について必要な事項は、会長が常任理事会の意見を聴いて別に定める。

(特別委員会)

第16条 協議会の活動を推進する上で新たな問題が生じたときは、常任理事会の議決を経て、その解決のための特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置等について必要な事項は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

第4章 理事総会及び常任理事会

(構成)

第17条 理事総会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

3 会議には、必要に応じて事務局職員等の出席を求めることができる。

(権能)

第18条 理事総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 会則の制定、改廃に関すること。

(4) 資産の取得、交換及び処分に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

2 常任理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事総会に付議すべき事項

(2) 理事総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) 理事総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(4) その他、緊急な案件に関すること。

(開催)

第19条 理事総会は、原則として毎年4月に開催する。

2 臨時に理事総会を開催する必要があるときは、常任理事会の議決を経て開催する。

3 理事総会は、原則として公開する。

4 常任理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき又は常任理事の3分の2以上の要請があったときは、臨時に常任理事会を開催することができる。

(招集)

第20条 理事総会及び常任理事会は、会長が招集する。

2 理事総会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 理事総会の議長は、その理事総会に出席した理事の中から選任する。

2 常任理事会の議長は、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第22条 会議は、理事総会においては理事、常任理事会においては常任理事の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第23条 理事総会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則の制定、改廃については、出席した理事の4分の3以上の賛成がなければ制定、改廃することができない。

2 常任理事会の議事は、出席した常任理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のために会議に出席出来ない理事又は常任理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は各々の会議の他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事又は常任理事は、出席したものとみなす。

(議事録等)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は常任理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の数又は常任理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 開催目的、審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人が議長とともに署名捺印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 協議会の資産は、協議会会費、公的補助金及びその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第27条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は理事総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第28条 協議会の経費は、資産をもって支出する。

(予算及び決算)

第29条 協議会の収支予算は、毎会計年度開始前に常任理事会の議決を経て編成し、理事総会の議決により定め、収支決算は、毎会計年度終了後に監事の監査を経て、理事総会の承認を得なければならない。

2 年度開始後、理事総会において予算が議決されるまでの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

(会計年度)

第30条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(設置等)

第31条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、その任免は会長が行う。

3 事務局職員の通常業務の指揮監督は、会長が行う。

4 事務局役職員の事務分掌について必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第32条 協議会事務所に、次の帳簿及び書類を備え付けなければならない。

(1) 会則及び関係規程等

(2) 協議会の役員名簿

(3) 理事総会及び常任理事会の議事録

(4) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産の状況を示す書類

2 前項の帳簿及び書類等は、毎会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第33条 この会則の施行に関し必要な事項は、常任理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成19年10月1日から施行する。

平成21年 4月 1日一部改正。

平成23年 4月 1日一部改正。

平成27年 4月28日一部改正。

平成29年 4月28日一部改正。

平成31年 2月18日一部改正。

別表1（第7条第1項第2号 校区内の公共的活動をする各種団体）

| | | |
|-------------|---------------|----------------|
| 南校区社会福祉協議会 | 南校区自治会 | 南校区青少年育成協議会 |
| 南校区女性の会 | 共同募金会久留米支会南分会 | 南校区老人会連合会 |
| 南校区環境衛生連合会 | 南校区学童保育所運営委員会 | 南校区身体障害者協会 |
| 南校区母子寡婦福祉会 | 防犯協会南支部 | 久留米市消防団第13分団 |
| 交通安全協会南支部 | 南校区人権啓発推進協議会 | 南地区民生委員児童委員協議会 |
| 南の子安全見守り隊 | 南校区まつり実行委員会 | 南校区青色防犯パトロール隊 |
| 南小学校PTA | 牟田山中学校PTA | |
| 南町運動広場運営委員会 | | |

別表2（第7条第1項第3号 校区内の教育諸機関）

| | | |
|-----------|------------------|-----------|
| 南小学校 | 牟田山中学校 | 久留米特別支援学校 |
| 久留米商業高等学校 | その他の校区内の希望される事業体 | |

別表3（第9条第1項第4号及び第11条第4項 常任理事）

| 常任理事の名称 | 人数 | 選出方法 |
|--------------|-----|---|
| 文化部担当常任理事 | 1名 | 文化部長をもって充てる。 |
| 福祉部担当常任理事 | 3名 | 南校区社会福祉協議会長、南地区民生委員児童委員協議会長及び、南校区人権啓発推進協議会長の各団体長を充てる。 |
| 生活安全部担当常任理事 | 1名 | 生活安全部長をもって充てる。 |
| 環境衛生部担当常任理事 | 1名 | 南校区環境衛生組合連合会長をもって充てる。 |
| 青少年育成部担当常任理事 | 1名 | 青少年育成部長をもって充てる。 |
| 体育部担当常任理事 | 1名 | 体育部長をもって充てる。 |
| まつり担当常任理事 | 1名 | 南校区まつり実行委員会本部長をもって充てる。 |
| 自治部担当常任理事 | 13名 | 南校区の自治会長をもって充てる。 |
| 防災部担当常任理事 | 1名 | 久留米市消防団第13分団長をもって充てる。 |
| 女性部担当常任理事 | 1名 | 女性部長をもって充てる。 |
| 諸機関代表常任理事 | 4名 | 南小学校長、牟田山中学校長、南小学校PTA会長及び牟田山中学校PTA会長をもって充てる。 |

別表4（第11条第5項 理事選出基準）

| | | | | |
|--------|-------------|----|--------------------------|------|
| 自治会世帯数 | ～400未満 | 2名 | 地域各種団体 | 代表1名 |
| 自治会世帯数 | 400以上～600未満 | 3名 | 諸機関、諸事業体 | 代表4名 |
| 自治会世帯数 | 600以上～800未満 | 4名 | 会長が常任理事会の承認を得て委嘱する校区の有識者 | 3名以内 |
| 自治会世帯数 | 800以上～ | 5名 | | |